

## 島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の主な変更内容について

### 1. 島根原子力発電所 2号機の原子炉設置変更許可に伴う変更

島根2号機の津波防護対策として、島根1号機取水路を遡上する津波に対する工事を行う。  
当該工事に伴い、島根1号機の循環水ポンプを停止し、液体廃棄物の放出管理方法を原子炉補機海水系での希釈を考慮した方法に変更するため、放出管理目標値等を変更する。

液体廃棄物の放出管理目標値

項目	放出管理目標値※	
	変更前	変更後
液体廃棄物 (トリチウムを除く)	$8.6 \times 10^{10}$ Bq/年	$7.4 \times 10^{10}$ Bq/年

トリチウムの放出管理の基準値

項目	放出管理の基準値※	
	変更前	変更後
トリチウム	$8.6 \times 10^{12}$ Bq/年	$7.4 \times 10^{12}$ Bq/年

※：1号機，2号機および3号機合算の値を示す。

### 2. 島根1号機における新燃料搬出完了に伴う変更

島根1号機における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴い、今後は島根1号機内において新燃料を取扱わないことから、性能維持施設である新燃料貯蔵設備の使用を取りやめ、新燃料の運搬・貯蔵および新燃料貯蔵設備の取扱いに係る記載の削除を行う。

また、放射線監視用計測器として、エリアモニタ13台を確保する旨を記載しているが、新燃料貯蔵設備の使用取りやめに伴い、新燃料貯蔵設備エリア監視用モニタ(1台)の確保は不要となったことから、確保台数を12台に変更する。

### 3. 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の改正に伴う変更

実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の改正に伴い，常設重大事故等対処設備について，高経年化技術評価の実施および長期施設管理方針の策定が要求されたこと，ならびに運転期間を延長しない原子炉は，運転期間満了以降の高経年化技術評価の実施および長期施設管理方針の策定を要しないことが定められたことから，保安規定への反映を行う。

以上